

評議ヲ通シ怪本勝利外ニ名ノ公傷年當増額ヲ要求シヨル
ニ炭坑側ノ表置不當ナリトセハ監督官廳ノ裁斷ヲ仰クヘ
シト腕クモ一蹴セラレタルヲ以テ總係教野等ハ面目六九ノ上
ハ同盟罷業ヲ決行セシメテ強硬ニ炭坑側ニ對シセムト意氣
込ニ其ノ後盛ニ同志ノ結ムニ務メタルヲ一面労働運動者仲
野豊本等ノ應後アリシヲ以テテハ一面同盟全村大多八奉
ナル和田三五等方ニ公意ノ推夫ニシテ其ノ後ヲ集合セシメ協議
ノ結果友記七ノ條ノ條件ヲ以テテハ同盟全村大多八奉
坑側ニ提告シタル義氣ニシテ其ノ後ヲ以テテハ同盟全村大多八奉
如新要求ニ應ジテト不可ニシテ其ノ後ヲ以テテハ同盟全村大多八奉

三 同志約三十名

一 労働者強ク反對意氣スルコト
二 労働者強ク反對意氣スルコト
三 労働者強ク反對意氣スルコト
四 労働者強ク反對意氣スルコト
五 労働者強ク反對意氣スルコト
六 労働者強ク反對意氣スルコト
七 労働者強ク反對意氣スルコト
八 労働者強ク反對意氣スルコト
九 労働者強ク反對意氣スルコト
十 労働者強ク反對意氣スルコト

二 罷業團ノ行動

罷業坑夫約三十名ハ前記和田三太郎方ヲ依事務所トシテ種々

野ヲ指導者ニ仰キ其ノ後ノ対策ニ付キ協議ヲ重キタルヲ炭坑側ニ
罷業團ヲ容レラレサル場合ニ於テハ
七 炭坑側ヨリ解散スル場合ハ二十日以上ヲ支拂スルコト。

八月一日ヨリ日用品ノ行商ヲ行ハスルヲ以テ爭議學ニシテ
活動シ種々教總ハ食糧ノ問題ニ付テハ其ノ後ノ対策ニ付キ協議ヲ重キタルヲ炭坑側ニ

八部貞村俊一郎(根不町後場吉記ニシテ水産社員)方ニシテ協議
ノ結果白米三俵ヲ得タルヲ以テ之ヲ苛求ニ預クテ炭坑側ヲ責メ

義理ニシテ速ニ休業坑夫ノ家族ニ對シテ一人宛五合宛ヲ此給
居ル方ハ飯飯塚大牟田方面ノ労働運動者ニ應撥ヲ求メ

レヨモ未ク來坑セズ 仲野 穂塚等ハ炭坑附近ニ爭議事務所ヲ設